

学会認定研修施設【更新】に関するFAQ

Q1 学会認定研修施設の新規受付はありますか？

A1 学会認定から機構認定に移行した為、学会認定の新規受付は終了しました。

Q2 学会認定研修施設の更新はいつまで延長になりましたか？

A2 学会認定施設の認定期間が、2027年3月31日まで延長となりましたので、認定期間が2026年9月30日までの研修施設が更新の対象です。
スケジュールにつきましては、下記URLよりご確認ください。
<https://www.jsicm.org/certification/sp-schedule.html#shisetsu-koshin>

Q3 全ての学会認定施設が更新手続きをするのでしょうか？

A3 既に学会認定から機構認定に移行しておりますので、研修中の医師がいるなど、更新を希望する施設のみご申請下さい。

Q4 細則第10章第12条に”X. 過去半年間の症例数と、そのうち重症30例の治療概略の一覧表”とあります。昨年ICUを開設したばかりで、症例数は過去4ヶ月分となります。それでも申請可能でしょうか？

A4 過去半年間の症例数は必須です。

Q5 専門医規則第8章16条では、「2.厚生労働省の特定集中治療室管理の施設基準（保険局長通知保発第8号、以下「厚生労働省施設基準」と略す）、またこれと同等以上の基準を満たしていること」とありますが、具体的な基準はありますか？

A5 「特定集中治療室管理料1～6」「救命救急入院料2・4」「小児特定集中治療室管理料」を指します。

Q6 複数の専門医がシフト勤務することで専従の要件を満たしますか？

A6 複数の専門医によるシフト勤務を可とします。ただし、教育責任者となる専門医が必要となります。